（新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局の数）

**第五十一条の十の二の八**　法第百三条の二第八項の規定により届出をした場合であつて、当該届出に係る新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数が既に届け出ている直近の新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数（既に届け出ている新規免許開設局の数又は既存免許開設局の数の届出がない場合にあつては、同条第七項の届出に係る包括免許に基づく特定無線局数）（以下この条において「直近無線局数」という。）を下回るときは、その下回る包括免許以外の包括免許に係る特定無線局数（直近無線局数から超えた数（以下この条において「増加局数」という。）に限る。）からその下回る包括免許に係る特定無線局数（直近無線局数を下回る数に限る。）を次のとおり控除するものとする。

一　増加局数の多いものを先順位とする。

二　増加局数が同じものについては、その包括免許に基づく特定無線局数の多いものを先順位とする。

三　増加局数及びその包括免許に基づく特定無線局数が同じものについては、最初の包括免許の日の遅いものを先順位とする。

第五十一条の十の三中「第百三条の二第十項」を「第百三条の二第十二項」に、「別表第十一号の二」を「別表第十一号の三」に改める。

第五十一条の十の四中「第百三条の二第十一項」を「第百三条の二第十三項」に、「次の各号に」を「次に」に、「別表第十一号の三」を「別表第十一号の四」に改める。

第五十一条の十の五第一項中「第百三条の二第十三項第三号」を「第百三条の二第十五項第三号」に、「第二十四条の四第二号」を「第二十四条の三第二号」に改める。

第五十一条の十の六第一項から第三項までの規定中「第百三条の二第十五項」を「第百三条の二第十七項」に改める。

第五十一条の十一中「第百三条の二第十六項」を「第百三条の二第十八項」に改める。

第五十一条の十一の二の五第一項中「第百三条の二第二十項」を「第百三条の二第二十三項」に改め、同条第三項中「第百三条の二第十項又は第十一項」を「第百三条の二第十二項又は第十三項」に改め、同条を第五十一条の十一の二の十とする。

第五十一条の十一の二の四中「第百三条の二第十九項」を「第百三条の二第二十二項」に、「別表第十二号の三」を「別表第十二号の四」に改め、同条を第五十一条の十一の二の九とする。

第五十一条の十一の二の三中「第百三条の二第十八項」を「第百三条の二第二十一項」に、「別表第十二号の二」を「別表第十二号の三」に改め、同条を第五十一条の十一の二の八とする。

第五十一条の十一の二の二中「第百三条の二第十八項」を「第百三条の二第二十一項」に改め、同条を第五十一条の十一の二の七とする。

第五十一条の十一の二第一項中「第百三条の二第十一項」を「第百三条の二第十三項」に、「法第百三条の二第十七項」を「同条第二十項」に改め、同条を第五十一条の十一の二の六とし、第五十一条の十一の次に次の五条を加える。

（延納の申請）

**第五十一条の十一の二**　免許人は、法第百三条の二第十九項の規定により延納の申請をしようとするときは、毎年十月五日までに別表第十二号の二の様式の申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（延納の申請の承認等）

**第五十一条の十一の二の二**　総合通信局長は、前条の申請（次条において「申請」という。）を行つた者（次条において「申請者」という。）が電波利用料を現に滞納していない場合には、当該申請を承認する。

**第五十一条の十一の二の三**　総合通信局長は、申請を承認した場合は、その旨を申請者へ通知する。

2　総合通信局長は、申請を承認しないこととした場合には、その理由を記載した文書を申請者に送付する。

**第五十一条の十一の二の四**　総合通信局長は、第五十一条の十一の二の二の規定により延納を承認された電波利用料が次条第二項に規定する期限までに納付されなかつたときには第五十一条の十一の二の二の承認を取り消すことができる。

2　前項の規定により第五十一条の十一の二の二の承認が取り消された場合は、当該承認が取り消された日から起算して三十日以内に取り消された当該承認に係る電波利用料を納付しなければならない。

（延納による納付の期限等）

**第五十一条の十一の二の五**　免許人は、第五十一条の十一の二の二の規定により延納を承認された場合は、その納付すべき電波利用料を、十月一日から十二月三十一日まで、翌年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで及び七月一日から九月三十日までの各期に分けて納付することができる。

2　前項の規定により延納する免許人は、その電波利用料の額を期の数で除して得た額を各期分の電波利用料として、最初の期分の電波利用料については十一月一日までに、その後の各期分の電波利用料についてはそれぞれその前の期の末日までに納付しなければならない。

第五十一条の十一の六第一号中「第百三条の二第二十一項」を「第百三条の二第二十四項」に改める。

第五十一条の十一の七第一項中「第百三条の二第二十一項」を「第百三条の二第二十四項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に改める。

第五十一条の十一の八中「第百三条の二第二十二項」を「第百三条の二第二十五項」に改める。

第五十一条の十一の九中「第十五条第二号」を「第十四条第二号」に改める。

第五十一条の十一の十第一項中「第百三条の二第二十四項」を「第百三条の二第二十七項」に改める。

第五十一条の十一の十一中「第百三条の二第二十五項」を「第百三条の二第二十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十七項」に改める。

第五十一条の十一の十二中「第百三条の二第二十六項」を「第百三条の二第二十九項」に改める。

第五十一条の十一の十三中「第百三条の二第二十二項」を「第百三条の二第二十五項」に改める。

第五十一条の十一の十四第一項中「第百三条の二第二十八項」を「第百三条の二第三十一項」に改め、同条第二項中「第百三条の二第二十項」を「第百三条の二第二十三項」に改める。

第五十一条の十一の十五中「第百三条の二第二十九項」を「第百三条の二第三十二項」に改める。

第五十一条の十一の十六第二号中「第百三条の二第二十二項」を「第百三条の二第二十五項」に改める。

第五十一条の十一の十七第一項中「第百三条の二第三十二項」を「第百三条の二第三十五項」に改める。

第五十一条の十一の十八中「第百三条の二第三十三項」を「第百三条の二第三十六項」に改める。

第五十一条の十二中「第百三条の二第三十九項」を「第百三条の二第四十二項」に改める。

第五十一条の十三第一項中「第百三条の二第四十項」を「第百三条の二第四十三項」に改める。

第五十一条の十四中「第百三条の二第四十一項ただし書」を「第百三条の二第四十四項ただし書」に改め、同条第二号中「第百三条の二第四十一項本文」を「第百三条の二第四十四項本文」に改める。

第五十一条の十五第一項第六号を次のように改める。

六　法第百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項、第十五項第三号、第十九項から第二十一項まで、第二十三項、第三十三項、第三十四項及び第四十三項の規定に基づく総務大臣の権限